

○ **市議会議員の政治倫理に関する条例について**

背景) 議員が酒気帯び運転で物損事故を起こして、当て逃げをしたことから条例制定の検討を始め、長野市議会議員の政治倫理に関する条例公布、施行 (H21. 6. 30)

政治倫理審査会の設置例)

- ・令和 5 年 2 月設置 職員との電話や窓口対応について、職員の承諾を得ることなく YouTube で配信し、政治倫理条例に抵触と結論
- ・令和 6 年 8 月設置 研修会で、参加者にコーヒー・ケーキセットを政務活動費で支弁し、現在審査中

条例の概要は別紙のとおり

○ **予算決算の審査方法について**

決算特別委員会に付託された決算を分科会で審査ののち、全体会で審査

○ **その他議会改革の取組について**

議会活性化検討委員会を設置し、市民との意見交換会の持ち方やテーマ等研究しながら、積極的に開催。

市民との対話の場の充実を図っている。

本年は、ワールドカフェ方式で市内高校生、市内大学生との意見交換会を開催

長野市議会議員の政治倫理に関する条例の概要

議会基本条例検討特別委員会

1 条例の目的

議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

2 議員及び市民の責務

(1) 議員の責務

- ① 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならない。
- ② 議員は、①の責務を果たすことのできる広くかつ高い識見を養うとともに、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。
- ③ 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯(し)かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

(2) 市民の責務

市民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

3 行為規範

議員は、次の行為規範を遵守しなければならない。

- ① 議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。
- ② 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- ③ 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- ④ 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

4 審査の請求・政治倫理審査会の設置

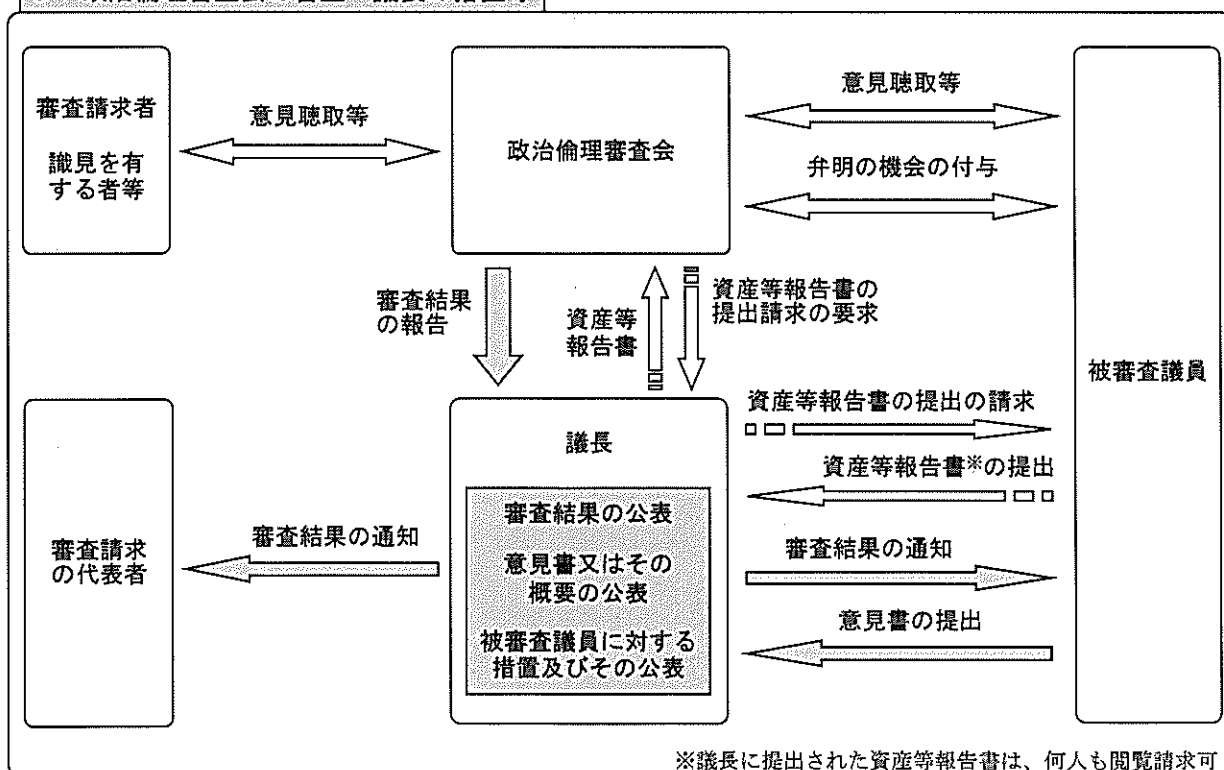
(1) 議員又は有権者は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、次により議長に対し審査を請求することができる。

- ① 議員：議員定数の12分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署
- ② 有権者：有権者総数の100分の1以上の連署

(2) 議長は、審査の請求があったときは、議会に長野市議会議員政治倫理審査会を設置する。

- ① 委員11人以内で組織

5 政治倫理審査会の審査・議長の措置等



※議長に提出された資産等報告書は、何人も閲覧請求可